

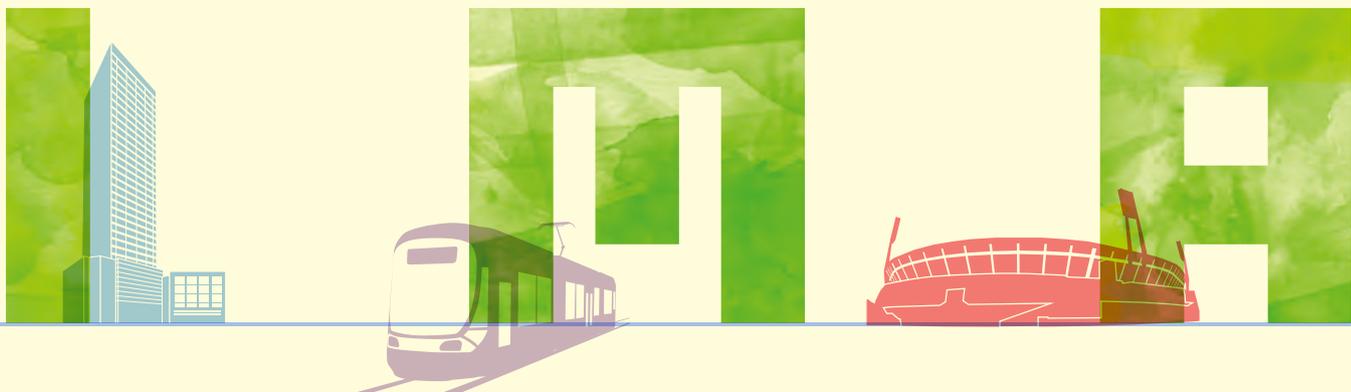


広島市都市計画マスタープラン



 **広島市**

平成25年(2013年)8月



「世界に誇れる『まち』広島」 をめざして



広島市は、緑豊かな山々、多島美を誇る波静かな瀬戸内海、清らかに流れる太田川、瀬野川などの豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、1589年築城以来、中国地方の中心的な都市として発展してきた「まち」です。

その「まち」は、昭和20年（1945年）8月6日、人類史上初めての原子爆弾の投下により、市街地の大半が廃墟と化しましたが、平和都市の建設を進めてきた先人の努力により、今では世界の人々から「平和の象徴」、「希望の象徴」として認められるまでになっており、今後、こうした「まち」として、さらなる発展が期待されています。

しかしながら、人口減少や超高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に的確に対応することなしに、発展することは見込めない状況です。

このような状況の中、本市が、「平和の象徴」、「希望の象徴」として、さらに発展するためには、平和への思いを共有する都市として、また、コンパクトで誰もが快適に暮らせる都市として、次世代に確実に引き継がれ、将来にわたって魅力あふれる「まち」であり続けなければなりません。

このたび策定した「広島市都市計画マスタープラン」は、こうした長期的な視点に立った都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を示すものであると同時に、活力とにぎわいにより中四国地方の発展をリードし、活発な交流を生み出す都市をめざすことを示したものであります。

今後、本プランに基づき、市民との連携・協働のもと、本市が有する多様な資源や地域特性などを最大限に生かしながら、具体的な施策を着実に進めてまいります。

最後になりますが、プランの策定にあたって熱心な御議論をいただきました広島市都市計画審議会の委員の皆様、貴重な御意見をお寄せいただきました市民や関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成25年（2013年）8月

広島市長 松井一實

広島市都市計画マスタープラン

目次

第1章 基本的な事項		3 広島市の都市づくりの課題	21
1 策定の目的と考え方	2	(1)平和都市の建設	21
2 位置付けと役割	2	(2)中四国地方の中核都市としての役割の発揮	21
(1)位置付け	2	(3)本格的な地方分権社会にふさわしい都市経営	22
(2)役割	4	(4)都市間競争力の強化	22
3 基本事項	4	(5)地球温暖化・エネルギー対策の推進	23
(1)目標年次	4	(6)災害に強い都市づくり	23
(2)対象地域	5	(7)観光・文化・国際交流の振興による交流人口の拡大と定住人口の確保	24
(3)人口の見通し	5	4 方針策定にあたっての留意点	25
4 構成	5	(1)広島市の特性を生かした都市づくり	25
		(2)戦略的な視点を持った取組	25
第2章 都市の現状と課題		第3章 都市づくりの目標と方針	
1 広島市のなりたちと特色	8	1 都市づくりの目標	28
(1)自然・地理	8	2 都市づくりの方針	31
(2)都市づくりの歴史	9		
(3)産業・経済	11		
2 都市の現状と動向	12	第4章 めざすべき都市構造	
(1)人口減少・超高齢社会の到来	12	1 都市構造の転換	40
(2)厳しい経済状況と財政の悪化	14	2 集約型都市構造の構成	42
(3)災害リスクの高まり	16	(1)都心	43
(4)地球環境問題の深刻化	17	(2)拠点地区	43
(5)市民ニーズ・価値観の変化	18	(3)交通体系	44
(6)地方分権の進展	20	(4)都市軸	44
		(5)水と緑	45

第5章 分野別の方針

1 土地利用	48
(1)市街地の土地利用	49
(2)市街地周辺の土地利用	54
(3)中山間地の土地利用	55
(4)きめ細かな土地利用の誘導	57
(5)土地利用に係る制度の運用方針など	57
土地利用方針図	61
2 都市施設の整備・活用	63
(1)交通	64
(2)公園・緑地など	70
(3)下水道	71
(4)港湾	73
(5)その他	74
3 市街地整備	78
(1)市街化の状況に応じた市街地整備の 基本方針	78
(2)地区別の施策展開	82
4 環境保全	85
(1)自然環境の保全	85
(2)環境負荷の低減	87
5 都市防災	90
(1)防災拠点・交通・ライフライン施設の 機能確保	90
(2)土砂災害対策等の推進	92
(3)震災・津波災害対策の推進	93
(4)水害対策の推進	94

6 都市の魅力向上	96
(1)地域資源を生かした交流・ レクリエーション空間の整備	97
(2)広島らしい風情があり、おもてなしの心 あふれる景観の形成	100
(3)誰もが安全・安心に過ごせる 快適な都市環境の形成	104

第6章 マスタープランの実現に向けて

1 市民と行政との連携・協働の推進	108
(1)各主体の役割	108
(2)連携・協働のための環境づくり	109
2 総合的な施策展開の推進	111
(1)関係計画との調整・連携	111
(2)広域的な都市づくり	111

参考資料

1 区別の整備構想図	116
2 マスタープランの進行管理	125
3 改定までの主な経緯	126
4 用語解説	127

第1章

基本的な事項

- 1 策定の目的と考え方
- 2 位置付けと役割
- 3 基本事項
- 4 構成

第2章

都市の現状と課題

- 1 広島市のなりたちと特色
- 2 都市の現状と動向
- 3 広島市の都市づくりの課題
- 4 方針策定にあたっての留意点

第3章

都市づくりの目標と方針

- 1 都市づくりの目標
- 2 都市づくりの方針

第4章

めざすべき都市構造

- 1 都市構造の転換
- 2 集約型都市構造の構成

第5章

分野別の方針

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 土地利用 | 4 環境保全 |
| 2 都市施設の整備・活用 | 5 都市防災 |
| 3 市街地整備 | 6 都市の魅力向上 |

第6章

マスタープランの実現に向けて

- 1 市民と行政との連携・協働の推進
- 2 総合的な施策展開の推進

1 策定の目的と考え方

都市計画マスタープランは、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、住民の意見を反映して策定する都市計画の基本方針です。

長期的な視点に立った都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を明らかにし、都市づくりの総合的な指針として活用することを目的としています。

平成13年（2001年）1月に初めての都市計画マスタープランを策定して以降、人口減少や超高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、都市を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、持続可能な都市づくりを進めていく上で都市計画が果たすべき役割はたいへん大きくなっています。

また、地方分権の進展や厳しい財政状況などを背景として、市民と行政が目標を共有し、連携・協働して都市づくりに取り組むための仕組みが必要となっています。

このような状況を踏まえて、都市計画マスタープランを改定します。

2 位置付けと役割

(1)位置付け

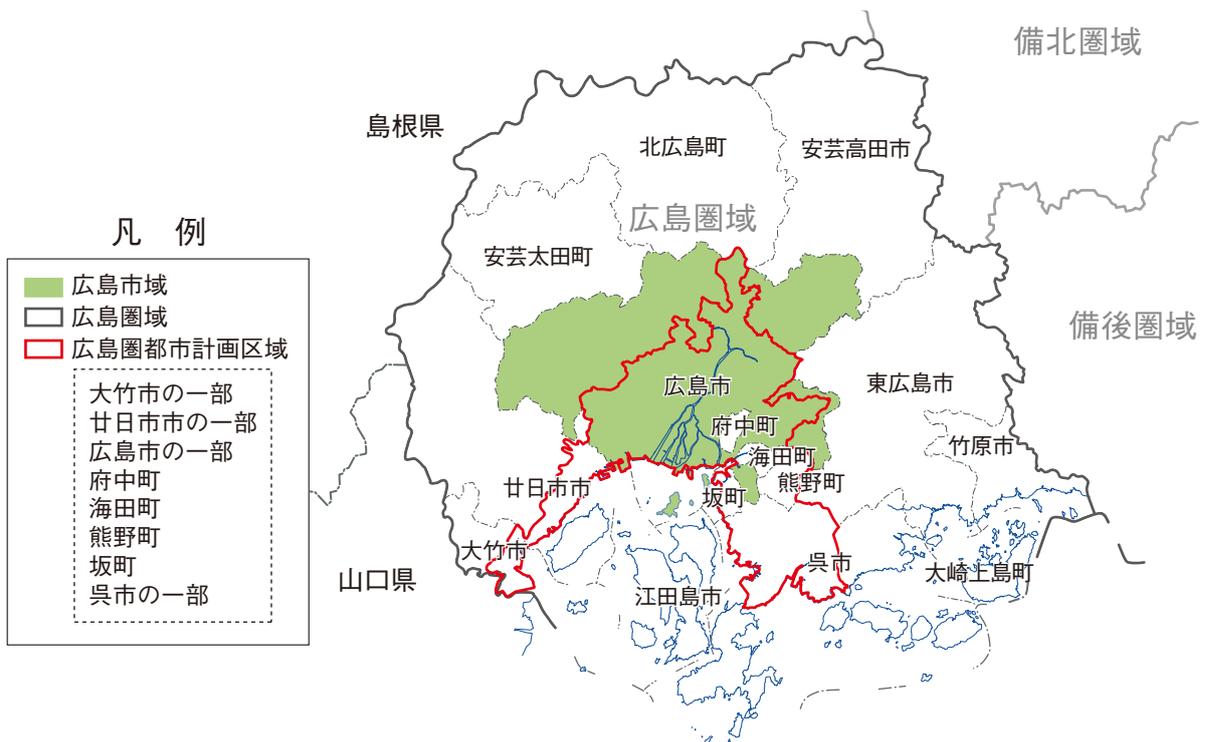
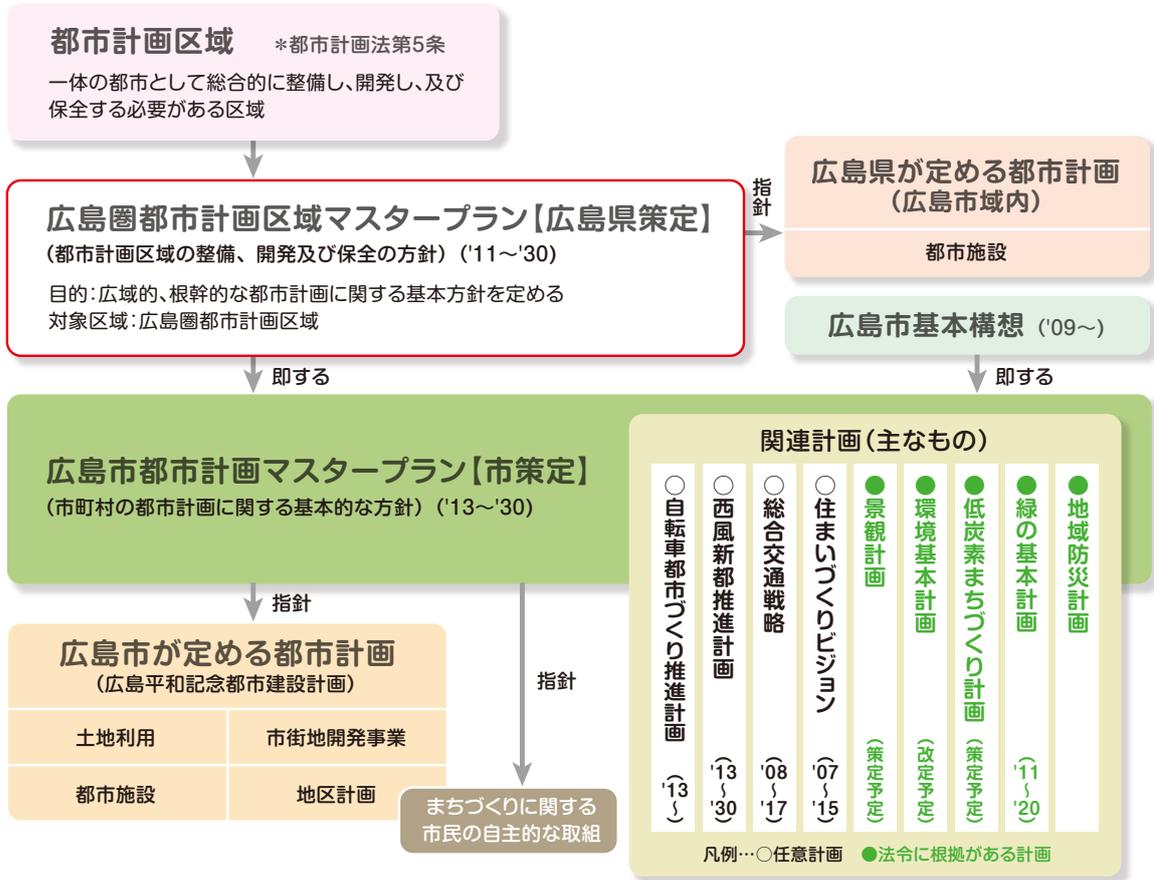
都市計画マスタープランは、**都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、上位計画である「広島市基本構想」や「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（広島県策定）などに即して定めるものです。**

本市は、昭和24年（1949年）8月6日に公布・施行された広島平和記念都市建設法に基づき、戦後一貫して平和都市の建設に努力してきました。こうした歴史を踏まえ、「広島市基本構想」では、「**国際平和文化都市**」を都市像として掲げています。

「**広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**」では、県全体の都市づくりの目標や、本区域の広域的な位置付けなどを踏まえ、「**中国地方の先進的な高次都市機能を担う中枢都市圏**」を将来像として掲げています。

都市計画マスタープランは、これら上位計画の都市像などを実現するため、都市計画分野に関する都市づくりの基本方針を定めます。

都市計画マスタープランの位置付け



(2)役割

都市計画マスタープランは、主に次の四つの役割を担います。

ア 都市計画の決定・変更の指針

都市計画法第18条の2において、**市町村が定める個々の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならない**とされています。

このため、用途地域や道路、公園など、広島市が定める都市計画の決定または変更は、都市計画マスタープランを指針として行います。

イ 都市づくりに関する施策展開の指針

都市計画に定めない施策も含め、都市づくりに関する様々な施策を進めていく際には、都市計画マスタープランを活用して施策間の連携・調整を行い、「選択と集中」の観点も持ちながら、総合的かつ効率的な展開を図ります。

ウ 市民主体のまちづくり活動の指針

まちづくりの主体としての市民（住民、企業、NPO等）の力が発揮されるよう、都市計画マスタープランを通じて、都市の課題や将来像などについて市民への情報提供を行います。

また、地域の防災性の向上や居住環境の改善などのため、市民が自主的なまちづくり活動を行う際には、これを指針として活用します。

エ 都市計画マスタープランの周知による事業実施の円滑化

都市計画マスタープランの周知により、都市づくりの方向性が広く共有され、個々の都市計画の決定・変更や事業実施の円滑化につながることを期待されます。

3 基本事項

(1)目標年次

平成42年（2030年）

長期的な視点に立って、概ね20年後を展望した都市づくりの目標や方向性を明らかにします。なお、概ね5年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて都市計画マスタープランを見直します。

(2) 対象地域

都市計画区域に重心をおきつつ、広島市全域を視野に入れます。

(市域全体での一体的な土地利用の誘導や都市機能の配置、また、準都市計画区域の指定などを考慮して、広島市全域を対象地域とします。)

(3) 人口の見通し

将来人口は、平成27年(2015年)頃をピークに減少局面に入ることを見込んでいます。

しかしながら、本市は、中長期的に活力とにぎわいを維持し、中四国地方の中核都市としての役割を發揮していくことが求められているため、本市の特性や資源を生かした戦略的な都市経営により、人口減少に歯止めをかけ、できるだけ現在の人口規模が確保されるよう取り組みます。

4 構成

都市計画マスタープランは、全6章で構成しています。

第1章では、都市計画マスタープランの目的、役割、目標年次、対象地域などの基本的な事項を示しています。

第2章では、都市の現状と動向をまとめた上で、本市の課題を整理しています。

第3章では、第2章を踏まえ、都市づくりの目標と方針を設定しています。

第4章では、第3章の目標を実現するための都市構造の転換について、具体的な方針を示しています。

第5章では、土地利用、都市施設の整備・活用、市街地整備など、分野別の方針を示しています。

第6章では、マスタープランの実現に向けた市民と行政との連携・協働の進め方などについて示しています。

第1章

基本的な事項

- 1 策定の目的と考え方
- 2 位置付けと役割
- 3 基本事項
- 4 構成

第2章

都市の現状と課題

- 1 広島市のなりたちと特色
- 2 都市の現状と動向
- 3 広島市の都市づくりの課題
- 4 方針策定にあたっての留意点

第3章

都市づくりの目標と方針

- 1 都市づくりの目標
- 2 都市づくりの方針

第4章

めざすべき都市構造

- 1 都市構造の転換
- 2 集約型都市構造の構成

第5章

分野別の方針

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 土地利用 | 4 環境保全 |
| 2 都市施設の整備・活用 | 5 都市防災 |
| 3 市街地整備 | 6 都市の魅力向上 |

第6章

マスタープランの実現に向けて

- 1 市民と行政との連携・協働の推進
- 2 総合的な施策展開の推進

